

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(1) (琉球政府の疑問、要望)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43568

勞働省

アメリカ合衆国の法令又は現地法令 によつて特に認められる日本国民の請求権は放棄されな
こととされており、合意議事録において、この放棄
されない請求権には、米国民政府又はその諸機
関の被用者、報酬その他の利益に關する請求権
が含まれることが確認されているので、かかる價
値は復帰後当然 米国民政府に對して請求する
ことかゞあるが、それら請求権に關しての并置
等の具体的処理をすため、返還協定44条第
2項により、日本国民政府と協議のうえ定められ
る手続に従つて、琉球諸島に権限ある職員を
置くこととされているので、これに對し請求すること
となる。

2 米1種被用者及び米2種被用者として復
帰後と間接雇用により引続る米軍に使用され
るものに関する労働契約上の一切の権利義務
關係に對して、これを日本国民政府が包括

する場合には、かかる者の賃権の請求は、涉外

労務管理事務所（県知事）に対してなすこととなる

3. 才4種被用者の請求権は、返還協定才4条才2項の放棄される請求権には含まれないので、賃務者たるそれそれの使用者に請求することとなるが、復帰に伴い、請求権をめぐる紛争の発生を防止するため、日米の担当官により構成される協議委員会を設け、事前チェック、指導等を行うという米側側に提案することとしており、復帰後は、才4種被用者の請求権に關しては、労働基準監督機関により履行の確保を図って行くこととなる。

る者

(問) アメリカ合衆国法令及び米軍人事規則等に基づき被用者の災害補償請求権について如何なる措置を講じているか。

(答) ○アメリカ政府、軍及び諸機関に直接雇用されていた被用者(第一種及び第二種被用者)の復歸前に生じた事故の災害補償については、今回、返還協定第四条に基づき合意議事録において、復歸後もアメリカ政府の責任において行なうべきこととしたところであり、その補償はアメリカ合衆国災害補償法又は高等弁務官布令第四十二号に基づいて行なわれるものである。政府としては、小笠原諸島の復歸の例から見てアメリカ政府によって誠実に補償が行なわれるものと考えているところであり、また将来、沖縄に置かれることとなっているアメリカの担当官とは密接な連絡を保つことによりこれらの被災労働者の便宜を図り不安の解消に努める所存である。

re-survey all measures

なお、第四種被用者のうち第一種又は第二種被用者の雇用実態にある間に生じた事故については、その身分関係を十分に明らかにした上で、アメリカ政府による災害補償を受け、ることとなるか民間保険会社との契約による保険金又は本土労災保険の補償に準じた内容で日本政府によって行なわれることとなるかの判断を行なつてまいる所存である。

冲縄及農協定に關する要請事項に對する回答に關して

具体的要請事項：「各企業は、復帰の後、適當な期間内に申請を行ふ如し、申請をした企業は全認可又は許可を以て之を以て可なり」として

回答：「~~○~~外資系企業に「撤業」紹介を許しているもの復帰後における取扱いは、同様に、当該企業からの申請に基づき、紹介、地域等に限る許可を交付する。

